

説 明 資 料

(税 理 士 法 、 租 税 特 別 措 置 等 の 整 理 ・ 合 理 化)

目 次

【税理士法】

- ・ 税理士法（昭和26年法律第237号）（抄） 2
- ・ 税理士制度の見直し（検討項目） 3

【租税特別措置等の整理・合理化】

- ・ 租税特別措置による減収額（26,540億円）の内訳（平成12年度ベース） 5
- ・ わが国税制の現状と課題 －21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄） 6
- ・ 企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較 7
- ・ 最近の主な税制調査会答申（租税特別措置及び非課税等特別措置関係） 8

法 士 理 税

○ 税 理 士 法 (昭和26年法律第237号)(抄)

(税理士の使命)

第一条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士制度の見直し（検討項目）

1．税理士資格制度の整備

- 税理士試験の受験資格要件の緩和
- 税理士試験の免除制度の見直し

2．税理士の権利（法的地位）の拡充

- 計算事項等を記載した書面を添付した税理士からの意見聴取制度の整備
- 税務訴訟における税理士の出廷陳述制度の創設

3．税理士法人制度の創設

4．日税連・税理士会の自主性の向上

- 税理士会による紛議調停制度の創設
- 日税連・税理士会に対する財務大臣の監督権限の見直し

5．その他

租税特別措置等の整理・合理化

租税特別措置による減収額(26,540億円)の内訳(平成12年度ベース)

所得 税 16,900億円(63.7%)				法 人 税 7,540億円(28.4%)		その他
住 宅 ロ ー ン 控 除	生・損保控除	老人マル優等	そ の 他	法 人 税	投 資 減 税 (景 気 対 策)	そ の 他
(21.1%)	(10.4%)	(24.7%)	(7.5%)	(11.8%)	(16.6%)	(7.9%)
5 , 5 9 0 億円	2 , 7 7 0 億円	6 , 5 6 0 億円	1 , 9 8 0 億円	3 , 1 4 0 億円	4 , 4 0 0 億円	2 , 1 0 0 億円

(注) 上記のほか、交際費課税の特例による増収(+ 7,580億円)がある。

わが国税制の現状と課題

- 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔平成 12 年 7 月〕
〔税制調査会〕

二 法人課税

1．法人税

(4) 税率と課税ベースの適正化

租税特別措置の整理・合理化

当調査会は、累次の答申により租税特別措置の整理・合理化の必要性を指摘しており、各年度の税制改正においても整理・合理化が進められてきています。

租税特別措置は、特定の政策目的を実現するための政策手段の一つではありますが、税負担の公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられているものです。

個人・企業の自由な経済活動を尊重し、それらの経済活動に中立的な税制とすることが求められる 21 世紀の経済社会の中で、特定の政策目的のために税制上の優遇措置という手段を用いることは極力回避されるべきであり、また、税制によって経済社会を誘導しようとするにはおのずと限界があることを十分認識する必要があります。租税特別措置は、特定の企業の税負担を軽減するものであることから、政策目的自体に国民の理解が得られるか、政策目的達成のための手段として税制が適当か、といった視点を踏まえて、そもそも税制の基本理念の例外措置として値するものかどうか十分検討しなければなりません。

この他、利用実態が特定の者に偏っていないか、利用実態が低調となっていないか、創設後長期間にわたっていないか、といった視点も含め、今後も十分に吟味を行い、徹底した整理・合理化を進めなければなりません。

企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較

年 度	改正前 項目数	整 理 合 理 化 項 目		創設項目数	改正後項目数
		廃止項目数	縮減合理化 項 目 数		
平 元	81 件	2 件	30 件	2 件	81 件
2	81	5	17	6	82
3	82	3	23	1	80
4	80	3	23	4	81
5	81	0	19	4	85
6	85	6	18	3	82
7	82	4	23	1	79
8	79	4	23	2	77
9	77	2	25	2	77
10	77	1	32	5	81
11	81	4	31	2	79
12	79	0	31	1	80

（備考）上記の計数は、企業関係租税特別措置（増収効果のあるものを除く。）についてとりまとめたものである。

なお、上記のほか、経済対策として2項目がある。

最近の主な税制調査会答申（租税特別措置及び非課税等特別措置関係）

○ 平成12年度の税制改正に関する答申（抄）〔平成11年12月税制調査会〕

二 平成12年度税制改正

7 租税特別措置等の整理・合理化

- (1) 租税特別措置・非課税等特別措置については、累次の答申で指摘してきたように、特定の政策目的を実現するための政策手段であって、税負担の公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外です。租税特別措置については、課税の適正化の観点から、政策目的が合理的か、政策手段として妥当か、利用の実態が低調となっていたり、一部の者に偏っていないかなどの点について十分吟味を行い、引き続き整理・合理化を行うことが適当です。
- (2) 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置についても、税負担の公平を図る観点から、その見直しを検討することが必要です。

○ 平成11年度の税制改正に関する答申（抄）〔平成10年12月税制調査会〕

二 平成11年度税制改正の諸課題

4 租税特別措置等

- (1) 租税特別措置・非課税等特別措置については、累次の答申で指摘してきたように、特定の政策目的を実現するための政策手段であって、税負担の公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外であることから、その時々 of 経済社会情勢を踏まえた整理・合理化を進める必要があります。

特に、今回は、法人課税の実効税率が大幅に引き下げられることも踏まえながら、租税特別措置等については、課税の適正化の観点から、政策目的が合理的か、政策手段として妥当か、利用の実態が低調となっていたり、一部の者に偏っていないかなどの点について十分吟味を行い、引き続き整理・合理化を行うことが適当です。

○ 平成10年度の税制改正に関する答申（抄）〔平成9年12月税制調査会〕

二 平成10年度税制改正の課題

1 経済構造改革と法人税制改革

(7) その他の検討課題

租税特別措置・非課税等特別措置については、当調査会において、それらが特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税制の基本原則の例外措置であることから、その徹底した整理・合理化が適当であると提言してきました。例えば、これまでの答申で指摘してきている事業税の社会保険診療報酬に係る課税の特例措置の見直しについて、検討することが必要です。

○ 平成9年度の税制改正に関する答申（抄）〔平成8年12月税制調査会〕

二 平成9年度の税制改正

4 租税特別措置、非課税等特別措置の整理・合理化

- (1) 租税特別措置及び非課税等特別措置は特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平・中立・簡素という基本原則の例外措置として設けられている。

租税特別措置等に係る課税の適正化は、消費税率の「検討条項」において「勘案項目」の一つとされ、当該条項に基づいて、平成7年度、平成8年度と抜本的な整理・合理化が行われ成果をあげてきた。平成9年度税制改正においても、「財政構造改革元年」にふさわしく、徹底した整理・合理化を行っていくことが重要である。

- (2) 企業関係の租税特別措置等は、経済構造改革の一環としての規制緩和や、行政改革を進めていく上での行政の関与のあり方の見直しといった流れに反するのではないかと指摘もある。個人関係の租税特別措置等については、住宅取得促進税制、生命保険料控除・損害保険料控除、老人マル優等、複利型預貯金商品等（利子にかかる課税繰延べ商品）に対する課税のあり方、等の課題がある。これらについては、平成8年度答申で当調査会の考え方を示しており、その方向で整理・合理化を行っていくことが適当である。

特に、金融システム改革が進められる中、税制においては、その中立性が強く求められていることから、生損保控除や課税の繰延べ等を見直し、金融商品や業態に対する中立性を増していくことが重要である。

- (3) 地方税の非課税等特別措置について整理・合理化を行うに当たって、特に事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、累次の答申においても指摘してきたとおり、これを見直すことが適当である。

○ 平成 8 年度の税制改正に関する答申（抄）〔平成 7 年12月税制調査会〕

二 平成 8 年度の税制改正

6 課税の適正・公平の確保

(2) 租税特別措置及び非課税等特別措置の整理合理化

イ 租税特別措置及び非課税等特別措置（以下「租税特別措置等」という。）は、特定の政策目的を実現するための政策手段であって、税負担の公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられている。

平成 7 年度税制改正においては、企業関係の租税特別措置等を中心にして、幅広い再点検作業により抜本的な整理合理化に取り組み、相応の成果をあげた。平成 8 年度税制改正においても、引き続き、個々の特別措置について、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態、創設後の経過年数等の観点から十分吟味し、徹底した整理合理化に取り組む必要がある。また、租税特別措置等の新設・拡充は厳に抑制すべきであり、仮に新たな措置を講ずる場合でも、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの原則の下、当該措置の政策目的等に応じた必要最小限の助成度合いにする必要がある。

ロ 住宅取得促進税制等の個人関係の租税特別措置等は、いずれも何らかの形で個人の生活設計等に深く関わっており、その見直しは常に各方面からの関心と呼ぶ。最近の経済社会の構造変化に伴って種々の問題が提起されるようになっており、昨年度に引き続き、今回も検討を行った。

まず、住宅取得促進税制については、持ち家のみを優遇する制度であり中立性を欠いている、減収額が 6,000 億円に近くその控除額も平均的な給与所得者の所得税額を上回っている、経済社会が成熟化する中で量より質を重視する今後の住宅政策との関連で当制度を位置付けるべきである等の意見があり、その適正化に向けた検討を進める必要がある。

生命保険料控除・損害保険料控除については、制度創設の目的は既に達成されており制度の縮小・合理化を図る必要がある、個人の商品選択の裁量性を重視しつつ業態別・商品別の現行控除制度を改組・一本化すべきである、民間の年金・保険商品の活用による老後に備えた自助努力を支援する制度として改めて位置付けるべきであるといった意見があった。今後、こうした意見を踏まえ、保険業務の実態等も勘案して平成 9 年度税制改正を目途に本制度の見直しについて検討する必要がある。

老人マル優等については、社会保障制度のあり方を検討する中で制度のあり方を慎重に考えていくべきであるとの意見がある一方、課税ベースの拡大の観点や高齢者相互間及び世代間の公平確保の観点からその縮減に向けて検討すべきであるとの意見があった。

八 なお、地方税の非課税等特別措置について整理合理化を行うに当たって、特に事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、累次の答申においても指摘してきたとおり、これを見直すことが適当である。

○ 平成 7 年度の税制改正に関する答申（抄）〔平成 6 年12月税制調査会〕

第三章 平成 7 年度の税制改正について

2 租税特別措置等の整理合理化

(1) 租税特別措置等をめぐる諸論点

イ 企業関係をはじめとする租税特別措置及び非課税等特別措置は、「中期答申」をはじめ累次の答申で指摘してきたように、特定の政策目的を実現するための有効な政策手段の一つであるが、税負担の公平・中立等の税制の基本理念の例外措置として設けられているものである。

租税特別措置等の課税の適正化が今般の税制改革における消費税率の見直し規定に盛り込まれた経緯をも踏まえると、税負担の公平性等の確保、課税ベースの拡大の観点から、抜本的な整理合理化の推進が一層強く要請されている。

また、最近では、特に企業関係の租税特別措置等に関して、

そもそも現在の租税特別措置等が、あまりにも細かく個別的な政策目的に細分化され、極めて複雑なものとなっており、特定の者にしか分からなくなっている、

租税特別措置等は種々の基準や行政当局の認定・承認等を適用要件としており、まさに規制緩和という経済社会の構造改革の流れに逆行する面がある、

といった新しい論点も指摘されており、この問題を検討するに当たっては、制度の透明性・簡索性等の要素に特に留意が必要となっている。

ロ 個人関係の租税特別措置についても、種々の問題提起が行われていることに留意が必要である。租税特別措置の大宗を占めるのは、住宅取得促進税制、生命保険料控除・損害保険料控除、老人マル優等の所得税関係の制度であるが、これらは、何らかの形で個人の資産形成に関わるものとして、前述した資産課税のあり方に関連する問題でもある。

個々の制度に関して言えば、現行の住宅取得促進税制の下では、大部分の適用者にとって支払利子を所得控除した場合の負担軽減額を上回る税額控除となってしまうこと、最近の景気対策における制度拡充により巨額となっている減収額に見合う効果を上げているのかどうか、といった問題が提起されている。こうしたことを踏まえて、今後、総合的な住宅政策を視野に入れて、現行の税額控除制度の見直しを含む制度の基本的なあり方を検討する必要があるのではないか

という指摘が行われた。

制度創設以来長期間が経過している生命保険料控除・損害保険料控除については、「中期答申」の指摘にもあるように、保険加入率も相当の水準に達しており、保険契約を奨励するという当初の制度目的は既に果たされているのではないかと、また、保険契約の貯蓄商品的側面に着目すれば、こういった控除は金融商品間の中立性に反するのではないかといった論点が提起されている。

老人マル優等についても、「平成５年度の税制改正に関する答申」（以下「５年度答申」という。）で述べたように、課税ベースの拡大の観点、世代間あるいは高齢者世代内の公平確保の観点から、今後ともその縮減の方向で検討すべきではないかという指摘がある。

また、これらの制度については、その減収額は大きいものの、制度の趣旨などそれぞれの制度をめぐる諸事情があり、これらを縮減することについては、国民的なコンセンサスも視野に入れて慎重に検討すべきではないかとの指摘も行われている。

租税特別措置等の抜本的な整理合理化が強く要請されている状況の下、これらの個人関係の租税特別措置等についても、上述したような論点を踏まえ、基本的には聖域化することなく、その政策目的の合理性や手段としての妥当性等の観点から、そのあり方を検討していくことが求められていると言えよう。

(2) 平成７年度における整理合理化の基本方針

以上のような問題意識に立って、平成７年度税制改正においては、いわゆる企業関係の租税特別措置等を中心にして抜本的な整理合理化に取り組むこととし、具体的には、個々の特別措置について例外項目を作ることなく、

- ・その目的が現下の喫緊の政策課題に資するものであるか、
- ・政策目的達成のために効果的な措置であるか、
- ・そもそも政策手段として税制が適当か、
- ・利用実態が特定の者に偏っていないか、
- ・利用実態が低調となっていないか、
- ・創設後長期間にわたっていないか、

等について十分吟味を行い、廃止を含めた検討を行うことが適当である。

この検討の結果、存続される措置に関しても、その助成度合について、縮減を含めた見直しを行う必要がある。

また、租税特別措置等の新設・拡充は厳に抑制すべきであり、社会経済構造の変化に対応するため新たな措置を講ずる場合でも、いわゆるスクラップアンドビルドの原則を厳守するとともに、当該措置の政策目的等に応じた必要最小限の助

成度合にする必要がある。なお、一定期間経過後は政策効果や利用実態等を踏まえ、廃止を含めた見直しを行うという仕組みについて検討していくことも必要ではないかと考える。

なお、地方税の非課税等特別措置について同様の対応を行うに当たって、特に事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、当調査会の累次の答申においても指摘してきたとおり、これを見直すことが適当である。